

質問回答

NO.	質問	回答
1	2社による共同提案は可能でしょうか。	貴社と別企業等で実施体制を明記の上、共同で実施することは可能です。ただし、提案における代表者を定める必要があり、代表者が契約相手方となります。
2	共同提案が不可の場合、下記の役割を再委託することは可能でしょうか。 ・請負者は、インドネシア側とスムーズかつ正確な意思疎通を行うことができ、インドネシアにおける環境行政に係る制度や現地河川の水質汚濁状況に加え、排水処理の原理や日本の公害経験の専門知識を有する担当者を常時配置するものとする。	共同実施は可能です。
3	上記の「常時配置」というのは具体的にどのような状態を求めているかご教示ください。	本業務を適切、円滑かつ確実に実施するため、3に記載のとおり、インドネシア側と連携を密にして進められるとともに、3（4）2）に記載のとおり、環境省担当官と常に密接な連絡をとるなどして、仕様書に記載の業務が遂行できる状態を指しています。